



# 鳥取県公報

平成 27 年 1 月 13 日 (火)  
第 8 6 6 4 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (23) (福祉保健課) . . . . . 2
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (24) (〃) . . . . . 3
	生活保護法による居宅介護支援事業の再開の届出 (25) (〃) . . . . . 3
	保安林の指定 (26) (森林づくり推進課) . . . . . 4
	保安林の指定予定 (2件) (27・28) (〃) . . . . . 4
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (29) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 5
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (30) (〃) . . . . . 5
	指定居宅介護支援事業者の指定 (31) (東部福祉保健事務所) . . . . . 6
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) . . . . . 6
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (〃) . . . . . 7
	土地収用法による収用裁決手続の開始 (県土総務課) . . . . . 8
◇ 調達公告	落札者の決定 (原子力安全対策課) . . . . . 9
	落札者の決定 (教育委員会事務局教育環境課) . . . . . 10

# 告 示

## 鳥取県告示第23号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成27年1月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町 2083	デイハウスじゅんぷ う	鳥 取 市 玄 好 町 404	小規模多機能型 居宅介護	平成26年12月 1 日
社会福祉法人 恩賜財団済生 会支部鳥取県 済生会	境港市米川町 44	鳥取県済生会介護 療養型老人保健施 設サテライトはまか ぜ	境港市米川町44	通所リハビリテ ーション	平成27年1月 1 日
〃	〃	〃	〃	短期入所療養介 護	〃

### 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人 みのり福祉会	倉吉市福守町 452	社会福祉法人みのり 福祉会倉吉スターガ ーデン	倉 吉 市 福 守 町 491	介護予防通所介 護	平成26年7月 1 日
医療法人養和 会	米子市上後藤 三丁目5-1	医療法人養和会通 所介護事業所デイサ ービスセンター仁風 荘	米子市上後藤三 丁目5-1	〃	平成26年12月 1 日
社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町 2083	デイハウスじゅんぷ う	鳥 取 市 玄 好 町 404	介護予防小規模 多機能型居宅介 護	〃
社会福祉法人 恩賜財団済生 会支部鳥取県 済生会	境港市米川町 44	鳥取県済生会介護 療養型老人保健施 設サテライトはまか ぜ	境港市米川町44	介護予防通所リ ハビリテーション	平成27年1月 1 日
〃	〃	〃	〃	介護予防短期入 所療養介護	〃

**鳥取県告示第24号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成27年1月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 居宅介護事業者（訪問介護）

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9	ニチイケアセンター鳥取駅南	鳥取市的場二丁目86-1	平成26年10月10日

## 2 居宅介護事業者（福祉用具貸与）

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9	ニチイケアセンター鳥取駅南	鳥取市的場二丁目86-1	平成26年10月10日

## 3 介護予防事業者（介護予防訪問介護）

名称	主たる事務所の所在地	介護予防介護事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9	ニチイケアセンター鳥取駅南	鳥取市的場二丁目86-1	平成26年10月10日

## 4 介護予防事業者（介護予防福祉用具貸与）

名称	主たる事務所の所在地	介護予防介護事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9	ニチイケアセンター鳥取駅南	鳥取市的場二丁目86-1	平成26年10月10日

## 5 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町2083	ケアプランセンターいなば幸朋苑	鳥取市秋里1181	平成26年10月1日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9	ニチイケアセンター鳥取駅南	鳥取市的場二丁目86-1	平成26年10月10日

**鳥取県告示第25号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業を再開した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成27年1月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	再開年月日
医療法人養和会	米子市上後藤三丁目5-1	医療法人養和会通所介護事業所 デイサービスセンター仁風荘	米子市上後藤三丁目5-1	平成26年3月1日

**鳥取県告示第26号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成27年1月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林の所在場所  
鳥取市河原町牛戸字南産田65の2、宇山根81の2、98の2、231、233、239
- 2 指定の目的  
落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第27号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年1月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
岩美郡岩美町大字太田字太田谷口296
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第28号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年 1 月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町神福字石ヶ原1789の16

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第29号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年 1 月13日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社日進 設備工業	有限会社日進設備 工業	東伯郡北栄町下神 1-1	平成26年12月 25日	平成27年 1 月 31日	福祉用具貸与
〃	〃	〃	〃	〃	特定福祉用具販売

### 鳥取県告示第30号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第 115 条の 10 の規定により、次のとおり告示する。

平成 27 年 1 月 13 日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社日進 設備工業	有限会社日進設備 工業	東伯郡北栄町下神 1-1	平成 26 年 12 月 25 日	平成 27 年 1 月 31 日	介護予防福祉用具 貸与
〃	〃	〃	〃	〃	特定介護予防福祉 用具販売

**鳥取県告示第 31 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 27 年 1 月 13 日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人青谷福祉会	居宅介護支援事業所なりすな	鳥取市青谷町善田 27-1	平成 27 年 1 月 1 日

**公 告**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号。以下「法」という。）第 5 条の 3 第 1 項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成 27 年 1 月 13 日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

## 1 講習の種類及び受講対象者

## 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第 7 条の 3 第 1 項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第 5 条の 2 第 3 項第 2 号に規定するもの

## 2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成 27 年 2 月 13 日 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁第二庁舎 4 階 第 34 会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察 署の管内に居住する者

平成27年2月19日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の 各警察署の管内に居住する者
--------------------------------------	--------------------------	--------------------------------

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
  - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
  - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
  - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成27年1月13日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成27年2月10日 午前10時から午後 3時まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル銃 等射撃	大口徑ライフル銃等に適合する実包	6人

3 講習課目

- (1) 猟銃の操作
  - ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
  - イ 猟銃の点検
  - ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
  - エ 射撃の姿勢及び動作
- (2) 猟銃の射撃
  - 固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

## 6 携行品

(1) 技能講習に対応した銃砲及び実包

(2) 猟銃・空気銃所持許可証

(3) 技能講習通知書

## 7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

---

---

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 1 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                    |                                      |
|--------------------|--------------------------------------|
| 1 調達件名及び数量         | 鳥取県原子力防災ネットワークシステムに係る機器 一式           |
| 2 契約方式             | 一般競争入札                               |
| 3 落札日              | 平成 26 年 11 月 20 日                    |
| 4 落札者の名称及び所在地      | 東芝 I T サービス株式会社<br>東京都港区芝浦四丁目 9 - 25 |
| 5 落札金額             | 54,799,200 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）       |
| 6 入札公告日            | 平成 26 年 10 月 3 日                     |
| 7 落札方式             | 最低価格落札方式                             |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県危機管理局原子力安全対策課<br>鳥取市東町一丁目 271     |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 1 月 13 日

鳥取県立境港総合技術高等学校長 安 藤 順 一

- |                    |                                      |
|--------------------|--------------------------------------|
| 1 調達件名及び数量         | 鳥取県海洋練習船「若鳥丸」第二種中間検査に係る整備及び修繕 一式     |
| 2 契約方式             | 一般競争入札                               |
| 3 落札日              | 平成 26 年 12 月 15 日                    |
| 4 落札者の名称及び所在地      | サンセイ株式会社下関工場<br>山口県下関市彦島本村町三丁目 5 - 1 |
| 5 落札金額             | 74,304,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）       |
| 6 入札公告日            | 平成 26 年 11 月 4 日                     |
| 7 落札方式             | 最低価格落札方式                             |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立境港総合技術高等学校<br>境港市竹内町 925         |